

電気こたつ、ゆたんぽ等の冬場の事故防止について（注意喚起）

NITE製品安全センターに通知された製品事故情報のうち、ストーブやファンヒーターなどの暖房器具については、平成23年10月20日に「暖房器具による事故の防止について（注意喚起）」を行ったところです。しかしながら、今冬が厳冬であること及び節電・省エネ指向の観点から、これ以外に冬場に使用される「電気こたつ（※1）」、「ゆたんぽ（※2）」及び「加湿器（※3）」による製品事故が増加しています。

これらの「電気こたつ」、「ゆたんぽ」及び「加湿器」の事故は、平成18年度から平成22年度の5年間に「電気こたつ」が158件、「ゆたんぽ」が85件及び「加湿器」が52件発生し、平成23年4月から平成24年1月までに「電気こたつ」によると考えられる事故が12件、「ゆたんぽ」によると考えられる事故が7件、「加湿器」によると考えられる事故が7件発生しました。（※4）

平成18年4月から平成24年1月までに発生した「電気こたつ」、「ゆたんぽ」及び「加湿器」の事故合計321件の被害状況は、死亡事故が14件、重傷事故が46件、軽傷事故が67件でした。一室以上の火災は、321件中40件でした。

321件の事故について、製品ごとに、現象別に分析すると次のような事故が多く発生しています。

(1) 電気こたつ

- ① ヒーターユニットに掛けふとん、洗濯物等の可燃物が接触し着火
- ② 電源コードの踏みつけ、引っ張り及び屈曲により出火

(2) ゆたんぽ

- ① 注意表示不十分のため過加熱し破裂、やけど（電子レンジ加熱式ゆたんぽ）
- ② 使用者が長時間、身体を接触させたことによる低温やけど
- ③ 外装の破れや割れによるやけど

(3) 加湿器

- ① 湯や蒸気がかかりやけど（スチーム式加湿器）
- ② 部品の異常発熱により出火
- ③ 電源コードの踏みつけ、引っ張り及び屈曲により出火

これらの事故は誤った使用をしないことで防げるものが多いとあるため、製品を正しく使用していただき、事故を防止するため注意喚起することとしました。

（※1）パイプでファンヒーターからの温風をこたつ内部に送り込み、こたつの熱源を使用しない製品（いわゆる「省エネダクト」）を含む。

（※2）電子レンジ加熱式ゆたんぽ、樹脂製ゆたんぽ、ゴム製ゆたんぽ、金属製ゆたんぽ及び電気蓄熱式

ゆたんぽをいう。

(※3) スチーム式加湿器、超音波式加湿器、気化式加湿器、加湿機能付き空気清浄機及びハイブリッド式加湿器をいう。

(※4) 平成24年1月31日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

1. 冬場の事故について

(1) 事故発生状況について

N I T E製品安全センターに通知された製品事故情報のうち、「電気こたつ」、「ゆたんぽ」及び「加湿器」に係る事故は、平成18年4月から平成24年1月までに321件発生しました。

(2) ゆたんぽ及び加湿器の種類と方式について

ゆたんぽ及び加湿器の種類と方式について、表1及び表2に示します。

① ゆたんぽの種類と方式等

表1 ゆたんぽの種類と方式等

ゆたんぽの種類	方式等
電子レンジ加熱式ゆたんぽ (※5)	電子レンジで内部の蓄熱材を温めるもの。
樹脂製ゆたんぽ	湯を入れて使用するもの。材質は、ポリエチレン樹脂、ポリ塩化ビニル樹脂など。
ゴム製ゆたんぽ	湯を入れて使用するもの。
金属製ゆたんぽ	湯を入れて使用するもの。直火で加熱して使用できるものを含む。
電気蓄熱式ゆたんぽ	電気で内部の熱媒体・蓄熱材を温めるもの。

(※5) 電子レンジの取扱説明書等も必ず御確認ください。

② 加湿器の種類と方式等

表2 加湿器の種類と方式等

加湿器の種類	方式等
スチーム式加湿器	蒸気で加湿するもの。(湯を沸かすのと同じ原理)
超音波式加湿器	超音波で水を粒子上にして加湿するもの。(水蒸気になっていない水の粒子を風で送る原理)
気化式加湿器	水をしみこませたフィルターに送風して気化させて加湿するもの。(洗濯物が乾くのと同じ原理)
ハイブリッド式加湿器	水をしみこませたフィルターに温風を送り加湿するもの。(洗濯物が乾くのと同じ原理)

(3) 冬の事故の製品ごとの種類別被害状況

「電気こたつ」、「ゆたんぽ」及び「加湿器」の事故321件について、製品の種類別被害状況を表3に示します。

事故件数は、電気こたつが最も多く、次いでゆたんぽ、加湿器の順になっています。また、事故原因を調査中ですが、電気こたつ、ファンヒーター及び省エネダクトの3つの製品の組み合わせで発生した事故は、平成24年1月までに8件ありました。

表3 製品の種類別被害状況

(※6)

製品の種類	被害状況件数(件)	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損	被害なし	合計
電気こたつ		13	4	28	87	36	2	170
ゆたんぽ		0	37	29	15	11	0	92
加湿器		1	5	10	17	23	3	59
合計		14	46	67	119	70	5	321

(※6) 平成18年4月から平成24年1月までの重複、対象外情報を除いた件数。被害状況で「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に「拡大被害」や「製品破損」が発生している場合は、「拡大被害」や「製品破損」はカウントせず。

2. 事故情報の分析について

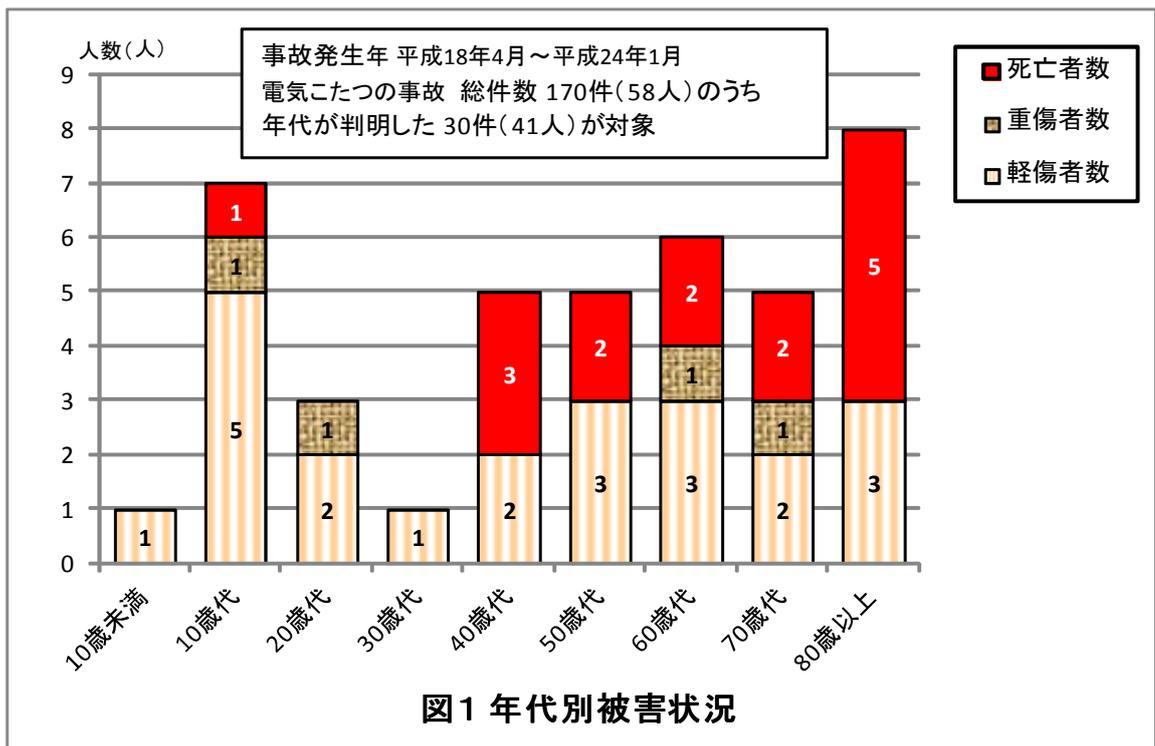
(1) 年代別被害者数について

「電気こたつ」、「ゆたんぽ」及び「加湿器」のうち、「電気こたつ」及び「ゆたんぽ」で重篤な事故が、多くなっています。

① 電気こたつ

「電気こたつ」の年代別被害者数を図1に示します。

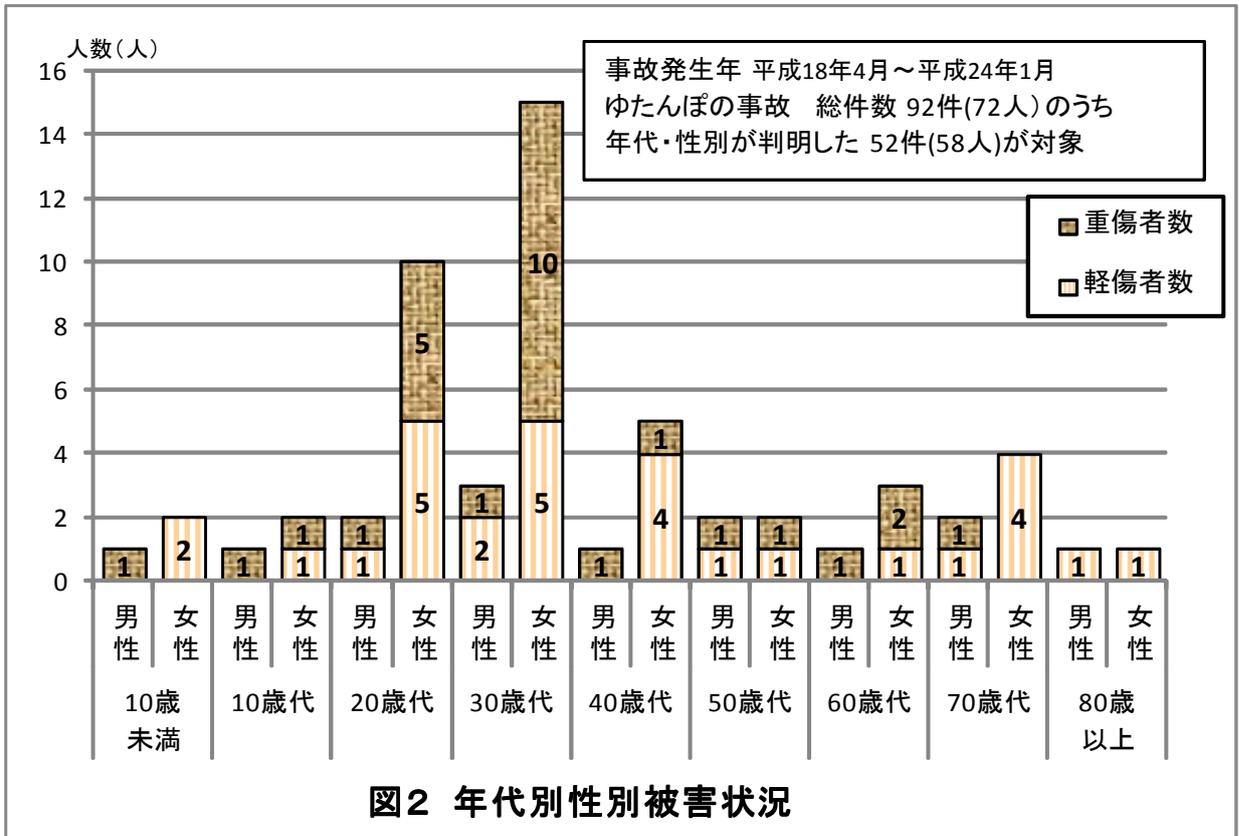
電気こたつでは全焼火災が31件と多く、年代が判明した死亡者は15人となっています。



② ゆたんぽ

「ゆたんぽ」の年代別性別被害者を図2に示します。

20歳代、30歳代の女性に低温やけど（※7）による被害者が多く出ています。これらの年代の女性の利用者が多いと思われます。



（※7）低温やけどとは

やけどは、火、熱湯、油などの高温のものが身体にあたることによって起こります。比較的低い温度（44℃～50℃）のものでも長時間にわたって身体の同じ箇所につれていると、人間の筋肉などの細胞が壊死する「低温やけど」が起こります。46℃では30分～1時間、50℃では2～3分で「低温やけど」がおこることがあります。

やけどは、皮膚の表層のみで起こります。「低温やけど」は、自覚症状を伴わず発症する場合があります。症状は、皮下組織が壊れたりするために、表皮から深部におよんで赤くはれたり、水ぶくれができるなど、重度の被害となることがあります。

「低温やけど」は皮膚表面の変化や痛みは弱いのですが、実際には皮下組織が壊れ、植皮手術が必要になることもあります。「低温やけど」をおこした場合は、早めに専門医の診察を受けてください。

<参考文献>

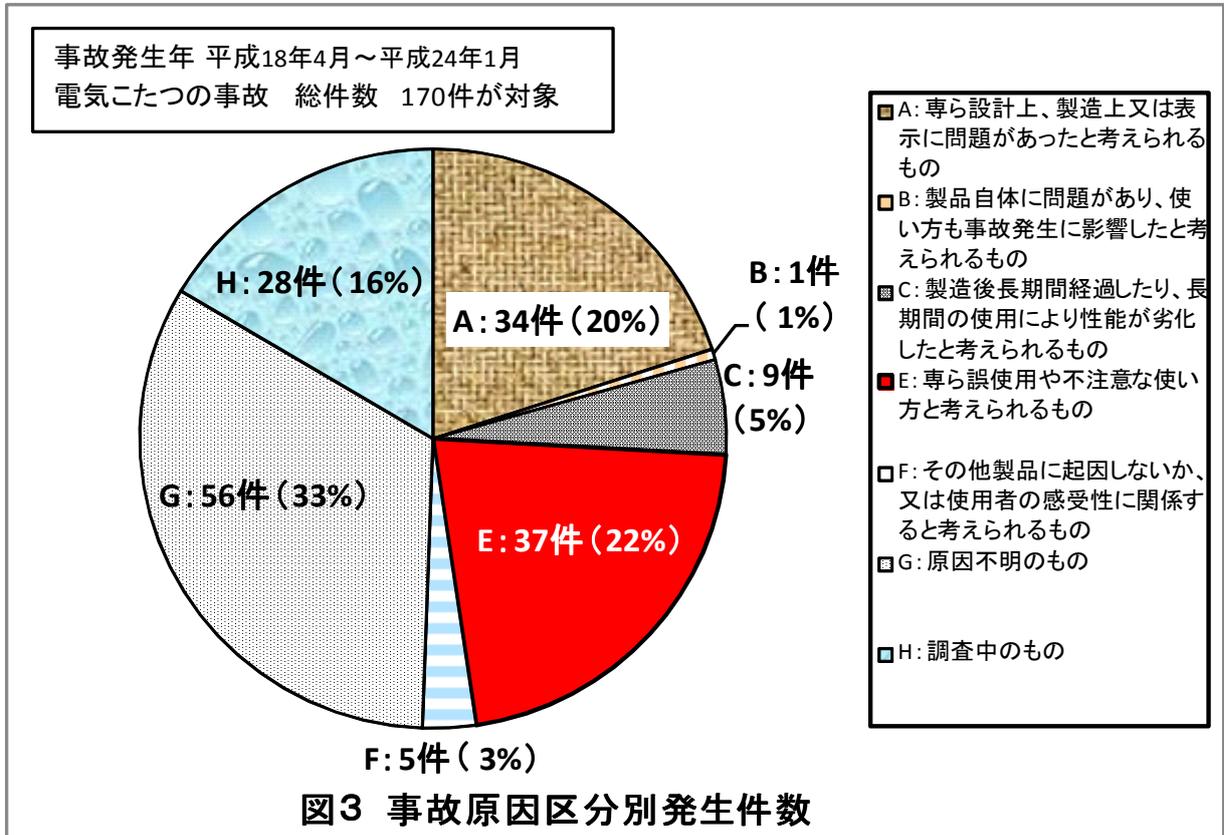
製品安全協会：「製品と安全第72号“低温やけどについて”（通商産業省工業技術院機械技術研究所 基礎技術部長 山田 幸生 氏）」平成11年3月

(2) 事故原因区分別発生件数について

製品別の事故原因区分別発生件数を図3～図5に示します。

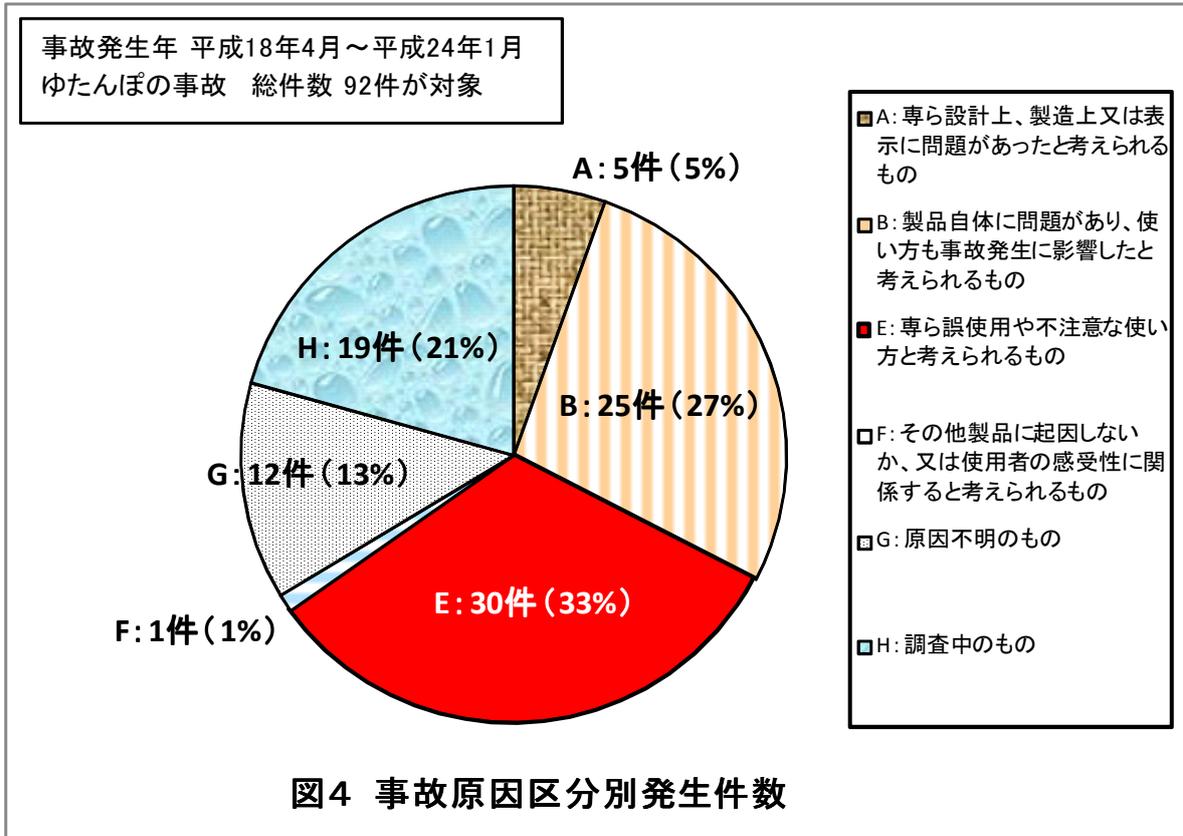
① 電気こたつの事故原因区分別発生件数

電気こたつの事故では焼損が激しいため原因の特定が困難なケースが多く、その他には、「専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの（事故原因区分：E）」が22%と多く発生しています。



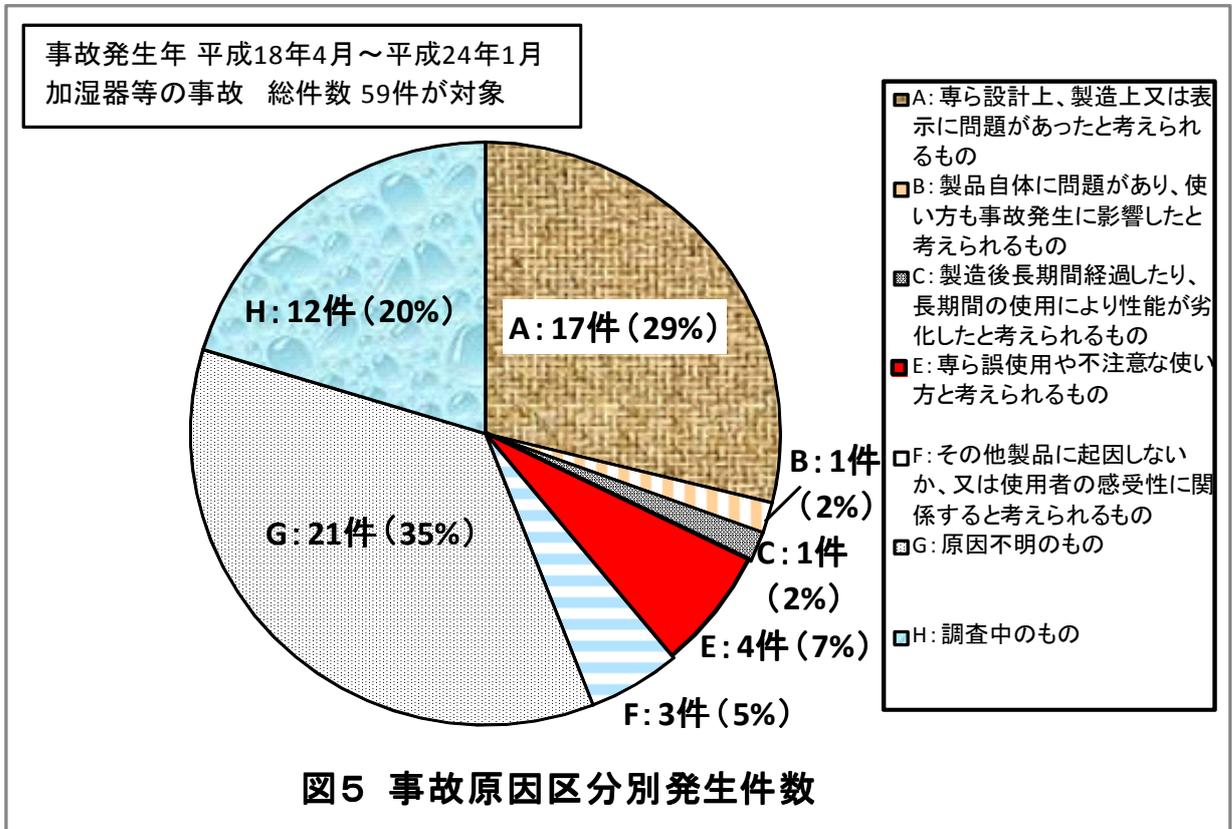
② ゆたんぽの事故原因区分別事故発生件数

ゆたんぽの事故では、「専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの（事故原因区分：E）」が33%、「製品自体にも問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの（事故原因区分：B）」が27%と多く発生しています。



③ 加湿器の事故原因区分別事故発生件数

加湿器の事故では、「原因不明のもの（事故原因区分：G）」が最も多く35%、「専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの（事故原因区分：A）」が29%と多く発生しています。



(3) 事故原因区分別被害状況について

製品別の事故原因区分別被害状況を表4～表6に示します。

① 電気こたつの事故原因区分別被害状況

電気こたつでは、被害者数は「原因不明のもの（事故原因区分：G）」が最も多く、次いで「専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの（事故原因区分：E）」、「専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの（事故原因区分：A）」が多く発生しています。

表4 電気こたつの事故原因区分別被害状況

(※8)

事故原因区分	被害状況			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
A：専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの		1 (1)	5 (5)	12	16		34 (6) [0]
B：製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの				1			1 (0) [0]
C：製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの			2 (2)	5	2		9 (2) [0]
D：業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの							0 (0) [0]
E：専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの		1 (1)	6 (8) [3]	27 [8]	2	1	37 (9) [11]
F：その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの	2 (2) [2]		1 (1)	1 [1]		1	5 (3) [3]
G：原因不明のもの	11 (14) [8]	2 (2) [1]	11 (19) [4]	15 [10]	6		56 (35) [23]
H：調査中のもの			3 (3) [1]	15 [2]	10		28 (3) [3]
合計	13 (16) [10]	4 (4) [1]	28 (38) [8]	87 (0) [21]	36 (0) [0]	2 (0) [0]	170 (58) [40]

(※8) 平成18年4月から平成24年1月までの重複、対象外情報を除いた件数。被害状況で「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に「拡大被害」や「製品破損」が発生している場合は、「拡大被害」や「製品破損」はカウントせず。()の数字は被害者の人数。[]の数字は一室以上の火災の件数。一室以上の火災とは、壁、天井、柱等建物に火が移った火災のこと。

② ゆたんぽの事故原因区分別被害状況

ゆたんぽでは、被害者数は「製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの（事故原因区分：B）」が最も多く、次いで、「専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの（事故原因区分：E）」が多く発生しています。

表5 ゆたんぽの事故原因区分別被害状況

(※9)

事故原因区分	被害状況			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
A：専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの		2 (2)		1	2		5 (2)
B：製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの		6 (7)	12 (17)	2	5		25 (24)
C：製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの							0 (0)
D：業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの							0 (0)
E：専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの		14 (14)	6 (6)	8	2		30 (20)
F：その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの			1 (1)				1 (1)
G：原因不明のもの		1 (1)	9 (9)		2		12 (10)
H：調査中のもの		14 (14)	1 (1)	4			19 (15)
合計	0 (0)	37 (38)	29 (34)	15 (0)	11 (0)	0 (0)	92 (72)

(※9) 平成18年4月から平成24年1月までの重複、対象外情報を除いた件数。被害状況で「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に「拡大被害」や「製品破損」が発生している場合は、「拡大被害」や「製品破損」はカウントせず。()の数字は被害者の人数。

③ 加湿器の事故原因区分別被害状況

加湿器では、被害者数は、「原因不明のもの（事故原因区分：G）」が最も多く、「専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの（事故原因区分：A）」が多く発生しています。「専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの（事故原因区分：E）」の割合は少ないですが、後段で述べるように被害が重篤な事故が多く発生しています。

表6 加湿器の事故原因区分別被害状況

(※10)

事故原因区分	被害状況			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
A：専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの			3 (3)	4	10		17 (3)
B：製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの				1			1 (0)
C：製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの				1			1 (0)
D：業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの							0 (0)
E：専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの		1 (1)	3 (3)				4 (4)
F：その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの		1 (1)		1		1	3 (1)
G：原因不明のもの	1 (1)	2 (2)	3 (7)	6	8	1	21 (10)
H：調査中のもの		1 (1)	1 (1)	4	5	1	12 (2)
合計	1 (1)	5 (5)	10 (14)	17 (0)	23 (0)	3 (0)	59 (20)

(※10) 平成18年4月から平成24年1月までの重複、対象外情報を除いた件数。被害状況で「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に「拡大被害」や「製品破損」が発生している場合は、「拡大被害」や「製品破損」はカウントせず。()の数字は被害者の人数。

(4) 事故の現象について

事故321件のうち、電気こたつ170件、ゆたんぽ92件、加湿器59件の現象別被害状況を、それぞれ表7、表8、表9に示します。

① 電気こたつの現象別被害状況

特に、「②電源コードの踏みつけ、引っ張り及び屈曲により出火」の現象で死亡・軽傷の被害者数が多くなっています。

表7 電気こたつの現象別被害状況

(※11)

被害状況 現象の内容	人的被害			物的被害		被害無し	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
① ヒーターユニットに掛けふとん、洗濯物等の可燃物が接触し着火	2 (3) [1]	1 (1)	2 (3) [1]	15 [2]	1		21 (7) [4]
② 電源コードの踏みつけ、引っ張り及び屈曲により出火	3 (4) [1]		6 (9) [2]	11 [2]			20 (13) [5]
③ その他	3 (3) [3]	1 (1)	5 (5) [1]	19 [11]	6	2	36 (9) [15]
④ 不明	5 (6) [5]	1 (1) [1]	5 (11) [3]	9 [4]	1		21 (18) [13]
⑤ 専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの		1 (1)	7 (7)	18	18		44 (8) [0]
⑥ 調査中			3 (3) [1]	15 [2]	10		28 (3) [3]
合計	13 (16) [10]	4 (4) [1]	28 (38) [8]	87 (0) [21]	36 (0) [0]	2 (0) [0]	170 (58) [40]

(※11) 平成18年4月から平成24年1月までの重複、対象外情報を除いた件数。被害状況で「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に「拡大被害」や「製品破損」が発生している場合は、「拡大被害」や「製品破損」はカウントせず。()の数字は被害者の人数。[]の数字は一室以上の火災の件数。一室以上の火災とは、壁、天井、柱等建物に火が移った火災のこと。

その他の現象としては、以下のようなものがあります。

- ・故障を知りながら使用したため、異常過熱又は短絡、出火
- ・電気こたつ用コードの中間スイッチの変形、出火
- ・改造使用による出火
- ・修理不良による出火
- ・布団の一部を開けたまま使用して異常発熱し出火

なお、事故原因を調査中ですが、省エネダクトを使用していて電気こたつの脚及びやぐらが溶融した事故が発生しています。

② ゆたんぽの現象別被害状況

「②使用者が長時間、身体を接触させ低温やけど」の現象で重傷者数が多くなっています。

表 8 ゆたんぽの現象別被害状況

(※12)

被害状況 現象の内容	人的被害			物的被害		被害 無し	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大 被害	製品 破損		
① 注意表示不十分のため過加熱による 破裂・やけど（電子レンジ加熱式）		6 (7)	9 (14)	2	1		18 (21)
② 使用者が長時間、身体を接触させ低 温やけど		14 (14)	2 (2)				16 (16)
③ 外装の破れ、割れによるやけど			9 (9)				9 (9)
④ 口金を外さずにゆたんぽを加熱し、 破裂（金属製）		1 (1)		7			8 (1)
⑤ その他			8 (8)	1	8		17 (8)
⑥ 専ら設計上、製造上又は表示に問題 があったと考えられるもの		2 (2)		1	2		5 (2)
⑦ 調査中		14 (14)	1 (1)	4			19 (15)
合 計	0 (0)	37 (38)	29 (34)	15 (0)	11 (0)	0 (0)	92 (72)

(※12) 平成18年4月から平成24年1月までの重複、対象外情報を除いた件数。被害状況で「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に「拡大被害」や「製品破損」が発生している場合は、「拡大被害」や「製品破損」はカウントせず。()の数字は被害者の人数。

その他の現象としては、以下のようなものがあります。

- ・口栓の取り付け誤りによって湯が漏れてやけど
- ・過熱や再加熱による破裂、やけど（電子レンジ加熱式）
- ・規定温度以上の湯を注ぎ、強度が低下して破裂（ゴム製）
- ・指定された個数を守らずに加熱したため過加熱となり破損、注意表示不十分（電子レンジ加熱式）
- ・規定の湯量を守らず使用を繰り返し破損

なお、事故原因を調査中ですが、電気蓄熱式ゆたんぽで、通電中の火災事故が発生しています。

③ 加湿器の現象別被害状況

「① 湯や蒸気がかかりやけど（スチーム式）」の現象で重傷・軽傷の被害者数が多くなっています。

表 9 加湿器の現象別被害状況

(※13)

被害状況 現象の内容	人的被害			物的被害		被害 無し	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大 被害	製品 破損		
① 湯や蒸気がかかりやけど（スチーム式）		3 (3)	4 (5)				7 (8)
② 部品の異常発熱により出火				2	2		4 (0)
③ 電源コードの踏みつけ、引っ張り及び屈曲により出火			1 (2)		1		2 (2)
④ その他	1 (1)	1 (1)	1 (3)	4	4	2	13 (5)
⑤ 不明				1	1		2 (0)
⑥ 専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの			3 (3)	6	10		19 (3)
⑦ 調査中		1 (1)	1 (1)	4	5	1	12 (2)
合計	1 (1)	5 (5)	10 (14)	17 (0)	23 (0)	3 (0)	59 (20)

(※13) 平成18年4月から平成24年1月までの重複、対象外情報を除いた件数。被害状況で「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に「拡大被害」や「製品破損」が発生している場合は、「拡大被害」や「製品破損」はカウントせず。()の数字は被害者の人数。

その他の現象としては、以下のようなものがあります。

- ・ 電極棒配線接続部の汚れにより出火
- ・ 電源プラグ付近で出火
- ・ 熱で変形
- ・ 破損による水漏れ

3. 事故事例の概要について

「電気こたつ」、「ゆたんぽ」及び「加湿器」の事故について、事故の現象別の事例を示します。

(1) 電気こたつの事故

- ① ヒーターユニットに掛けふとん、洗濯物等の可燃物が接触し着火

平成19年12月16日（埼玉県、40歳代・男性、死亡）

（事故内容）

木造2階建て住宅から出火して全焼し、2人が死亡した。掘りごたつ付近が激しく燃えていた。

（事故原因）

電気こたつ内で乾燥中の洗濯物がヒーターユニットカバーに接触したために着火し延焼したものと推定される。

- ② 電源コードの踏みつけ、引っ張り及び屈曲により出火
平成21年1月22日（大阪府、40歳代・女性、軽傷）

（事故内容）

電気こたつ用コード付近から出火する火災が発生し、避難の際、1人がやけどを負った。

（事故原因）

電気こたつ用コードで、ヒーターユニットに接続する器具用プラグの付け根部で半断線等が生じ、出火に至ったものと推定される。

- ③ 省エネダクトの事故
平成23年12月（福島県）

（事故内容）

省エネダクトを使用してファンヒーターの温風をこたつ内に送っていたところ、こたつの脚が変形した。原因を調査中。

(2) ゆたんぽの事故

- ① 注意表示不十分のため過加熱による破裂・やけど（電子レンジ加熱式）
平成21年12月16日（茨城県、70歳代・女性、軽傷）

（事故内容）

電子レンジ加熱式ゆたんぽを電子レンジで加熱し、取り出したところ破損し、軽傷を負った。

（事故原因）

規定時間を超えて加熱したことにより、蓄熱材が過剰に加熱され、内部圧力が高くなるとともに、本体容器に亀裂が発生し、電子レンジから取り出し持ち運んだ際に、破裂・飛散したものと推定される。

なお、表示には加熱方法について記載されているものの過剰加熱・再加熱における危険性等の注意表示が十分ではなかった。

- ② 使用者が長時間、身体を接触させ低温やけど
平成21年3月3日（東京都、40歳代・性別不明、重傷）

（事故内容）

ゆたんぽを使用していたところ、足に低温やけどを負い、水ぶくれになり皮が剥がれた。（事故原因）

ゆたんぽに長時間身体を接触させていたためと推定される。

③ 外装の破れや割れによるやけど

○平成20年11月24日（東京都、20歳代・女性、軽傷）

（事故内容）

使用中のゴム製ゆたんぽが破裂し、湯が漏れてやけどを負った。

（事故原因）

本体ゴムが変形・硬化しており、過酷な使用・保管状況にあったために本体が劣化し、使用時の膨張に耐えきれずに破裂し、湯が漏れ出してやけどを負ったものと推定される。

なお、取扱説明書には使用する湯の温度や保管に関する事項は記載されていたものの、製品に異常がある場合に使用を禁止する旨は表示されていなかった。

○平成22年1月16日（岡山県、60歳代・男性、拡大被害）

（事故内容）

口金をゆるめた状態で、金属製ゆたんぽを電磁調理器で加熱していたところ、大きな音とともにゆたんぽが飛んで蛍光灯が割れ、電磁調理器が破損した。

（事故原因）

口金を外さずにゆたんぽを加熱したため、内圧の上昇に耐えられなくなったゆたんぽが破裂するとともに、周囲の蛍光灯や電磁調理器が破損したものと推定される。

なお、取扱説明書には、「直接加熱する場合は必ず口金を外す」旨が記載されている。

④ 蓄熱式ゆたんぽの事故

平成24年1月1日（東京都）

（事故内容）

蓄熱式ゆたんぽを蓄熱中、ゆたんぽから出火する火災が発生し、ゆたんぽ及び周辺を焼損した。取扱説明書で禁止している平らでないところで蓄熱していた可能性を含め、現在、原因を調査中。

(3) 加湿器の事故

① 湯や蒸気でやけど（スチーム式）

平成21年10月23日（大阪府、1歳未満・女性、重傷）

（事故内容）

加湿器を使用中、乳児がやけどを負った。

（事故原因）

加湿器を床に置いて使用していたため、乳児（8カ月）が蒸気吹出口に触れて手にやけどを負ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「幼児の手の届くところや、不安定な場所では使わない。」「蒸気吹出口にさわらない、顔などを近づけない。」旨、記載されていた。

② 部品の異常発熱により出火

平成19年8月6日（京都府、50歳代・女性、製品破損）

（事故内容）

加湿器のスイッチを入れて5分後、操作パネル部分より火が出て、停止した。電源コードを抜いて消火した。

（事故原因）

制御基板上の抵抗部品の異常発熱により発煙・発火したものと推定される。

③ 電源コードの踏みつけ、引っ張り及び屈曲により出火

平成18年4月9日（大阪府、年代不明・男性、軽傷）

（事故内容）

就寝中、加湿器の付近から発煙、発火し家人2人が軽傷を負った。

（事故原因）

電源コード部分に引っ張りや屈曲等の機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり短絡・スパークし、出火に至ったものと推定される。

4. 冬場の事故防止について

「電気こたつ」、「ゆたんぽ」及び「加湿器」については、平成18年4月から平成24年1月までに発生した死亡・重傷事故が60件（321件中19%）となっています。

死亡・重傷の重篤な事故は、誤使用・不注意などの「製品に起因しない事故」で多く発生しており、製品の正しい使い方をすることで、事故の再発防止が図れると考えられます。

これらの製品を利用する場合には取扱説明書をよく読んで、次の事項に特にご注意ください。

(1) 電気こたつについて

- ① 電気こたつの中で衣類を乾かさないうでください。
- ② 座いすや座ぶとん、上掛けなどが、電気こたつのヒーターユニットカバーに近接しないよう気をつけてください。
- ③ 電気こたつの電源コードが、こたつの下敷きになった状態で使用しないでください。
- ④ 電気こたつの電源コードを折り曲げたり、ねじったりしないでください。
- ⑤ 電気こたつ（ヒーターユニット等）を改造したり、自分で修理しないでください。
- ⑥ 外出などで留守にする場合は、電気こたつのスイッチを切り、電源プラグを抜いてください。

(2) 省エネダクトについて

省エネダクトによる事故は、ファンヒーター及び電気こたつとの3つの製品の組み合わせで起こる事故です。

- ① 火災となる可能性がありますので、こたつ布団、こたつの脚などに省エネダクトの排気口を直接当てないでください。
- ② ダクト口は温風ヒーター吹き出し口に近付け過ぎないでください。

(3) ゆたんぽについて

- ① 電子レンジ加熱式ゆたんぽは、規定の加熱時間を守ってください。
- ② 樹脂製ゆたんぽは、熱湯による容器の変形に注意してください。
- ③ 金属製ゆたんぽを温めるときは、必ず口金を外してください。
- ④ ゴム製ゆたんぽに湯を入れるときは、湯の温度が耐熱温度（約70℃）以下であることを確認してください。
- ⑤ ゆたんぽの素材の破損に注意してください。
- ⑥ 蓄熱式ゆたんぽを傾けた状態で蓄熱するとヒーターが内部の蓄熱材から露出し火災に至る可能性があります。蓄熱は、平らな場所で、人がいるところで行ってください。蓄熱が完了したら電源コードを外して使用してください。
- ⑦ ゆたんぽは就寝前にふとんの中に入れ、温まったらふとんから出してください。就寝中に使用すると低温やけどの原因となります。

(4) 加湿器について

○スチーム式加湿器について

- ① 転倒すると熱湯がこぼれるため、使用するときには、不安定な場所に置かないでください。
- ② 幼児の手の届くところで使用しないでください。
- ③ 使用中や使用直後は持ち運ばないでください。
- ④ タンクには水道水を入れてください。

○超音波式、気化式及びハイブリッド式加湿器について

- ① 定期的に掃除をしてください。掃除を怠ると雑菌が繁殖するおそれがあります。
- ② タンクには水道水を入れてください。

(5) 社告・リコールが行われている「電気こたつ」、「ゆたんぽ」及び「加湿器」につきましては、経済産業省又はNITEのホームページで御確認ください。

経済産業省：http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html

NITE：<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

以上